

◎調査部第四分科委員會

調査部第四分科委員會を二月二日午後四時三十分より日本俱樂部に於て開催した、佐藤、三浦、岩澤、都築各幹事出席、前數回の委員會に於て論議せられた水締マカダム鋪装及テルホールド鋪裝説明書の修正文案につき、遂條協議し略々其の成案を得午後九時三十分閉會した。

◎故堀田副會長一週忌執行

本會副會長堀田貢氏逝去されて早や一年と爲つて、去る二月三日午後二時から横濱市外鶴見總持寺に於て一週忌の法要を營まれ嗣子光氏始め玉子未亡人其の他家族一同生前

又は大井戸渡として戰場となり、太田町より可兒郡土田村に渡りしが如く即ち吾妻鑑に依れば承久三年六月三日の條に「關東大將軍着_ニ畢遠江國府_ニ之由飛脚昨日入洛之聞有_ニ公卿僉議_ニ防戰_ニ被_レ遣_ニ官軍於方々_ニ仍今曉各進發(中略)東山道大井戸渡大夫判官惟信筑後左衛門尉有長糟屋四郎左

の知人百數十名來拜し、新井石禪師司會の下に嚴かに執行された、本會からは水野會長、長岡、池田、佐上各理事丹羽、三浦、佐藤、田中、都築の各幹事列席來拜した。

◎太田橋の竣工

岐阜縣が大正十三年に起工した、十四號國道木曾川に架する太田橋が竣工し去る十日之が竣工式を舉げた。

由來此處には架橋のことなく、太田の渡と云はれ「木曾の棧橋」「碓冰峠」とともに中仙道の三大難所であつて、面白い數千年の昔を語る歴史を持つてゐる、いま之を摘錄して見ると。

衛門尉久季」とあり同じく五日の條「辰刻關東兩將着了尾

り此淵より對岸土田村宇渡に通する里道あり此里道を進み

張國一宮邊合戰開事有評議自此

所相分方々之道（中略）及晚山道

討手武田五郎同小五郎小笠原次郎子

八小山新左衛門尉等渡大井戸與

官軍挑戦大將軍惟義以下逃亡有長

久季被疵秀康胤義以下皆棄警地

歸洛云々とあり兵亂記に依れば官

軍の總勢一千餘騎なりしと云ふ。當

時可兒郡土田村を「大井の郷」と稱

せり。降て慶長十五年八月廿五日太

田渡船頭八人の屋敷七百六十八坪の

高三石九斗九升六合を無税となし俗

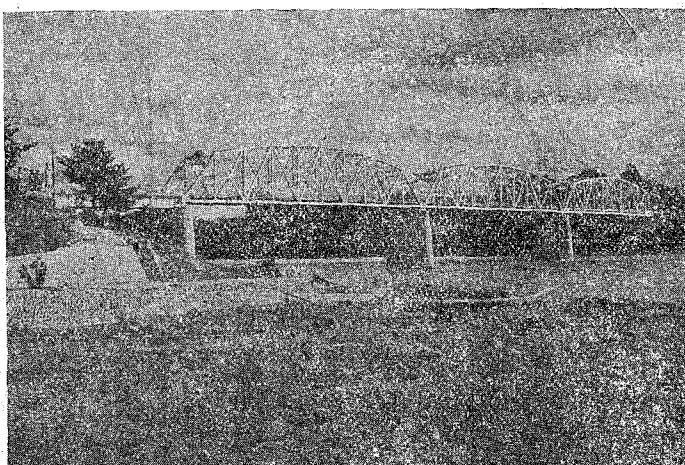
に之を八屋敷と稱し現今上町の内な

る横町地内にありしと云ふ。また船

人十八人に十五石の給料あり横町近

傍にて磯谷屋小路を南に入る木曾川に俗稱馬乗と云ふ淵あ

修の地圖に依れば中仙道は祐泉寺東の小路を木曾川の岸に



西側

橋

太

塚あり今より十年前開墾して畠地
とせり故に慶長年間には中仙道は
太田町より土田村宇渡間に渡場

は同町横町近傍にありし者の如
田 し勿論當時と現今とは河川流域に
變化ありしことは考慮せざるべか
橋 らず。

正保より元祿年間中の古昔地圖を

見るに孰れも太田町より土田村に

渡りたる形跡あり濃陽志略に依る

も太田町に渡場のありし記録あり

又里老の傳説に依れば其後祐泉寺

東南高砂場附近に渡場ありしと云

ふ而して寛政十二年太田町道路改

下り更に川岸に沿ひて東行俗稱上の淵の北岸にて古井町の境に入り俗稱勘六山なる新一里塚の東にて可兒郡今渡町に渡れりまた廣重の太田渡船場江戸繪を見るに古井村地内より今渡町に渡りたるが如し故に寛政十二年以前に已に太田渡船場は古井村勘六山の東に移りしを知るを得べし

舊幕時代には渡船は尾州侯より賜はり年半當二十五石扶持

(株主二十名)にて經營し來りしが其後河身の變遷により漸次渡船場は東に移り明治十七年には太田橋梁の下も現今の所となれり而して在來の如く太田町の經營にして地先古井村なるを以て年額拾九圓を同村に支拂人一人六厘人力車三錢牛馬一頭三錢の賃金を徵收したるが太田町の人に限り賃金を徵收せざる事もありたり。降て明治三十四年五月縣營渡船として岡田式に改め稍々交通上の敏活を得るに至り。爾來今日に至る縣營以來の所要受賃金は初め四年間は之を詳にするの記録を存せざるも、爾後本年度迄のものを積算するときは二萬二千八百四圓の額を示せり。

然しながら只歴史を物語るばかりが能でない、交通上の

見地から架橋の議が幾度も持上つたが、文明の餘澤は茲に及なかつたものか、大正十三年迄架橋の實現を見ることが出来なかつたのである。

起工以來縣當局の努力と地方人士の協力とに依つて、豫定の通り竣功式を擧ぐるに至つたのは路政上喜ぶべきことである。

竣功式は二月十日技術の精巧と規模の宏裝とを以て偉觀極りない新裝の橋上に於て、自然の勝地を背景として舉行せられた。世は正に悲しき諒闇中に屬し、時はまた餘寒尙去らずして寒風凜漓たるもの得意と喜色に満てる知事以下縣當路者、縣會議員、關係地方有志、新聞記者等數百名の參列者を得、内務省からは清水書記官大臣代理として臨席し、太田町、今渡町、古井村からは各三夫婦の參會ありて嚴肅そのものに舉行せられ中濃一帶觀呼の内に閉會した。

工事の概要

一所在地 加茂郡古井村 立會木曾川
可兒郡今渡町

三幅 有效三間半

四工法 (イ)橋臺及橋脚は鐵筋混凝土

(ロ)橋體は樺栄(二百十呎)板栄(七十呎)

(ハ)橋床は鐵筋混凝土

(ニ)取付道路は幅員四間半延長四百三間三分

(財源の關係上、目下尙工事中なるも道路交
通には支障なき様假道の施行あり)

五工費 總額五十七萬千七百三圓

六財源 起債及國庫補助金

工事概要の詳細は本誌第六卷第八號七十一頁を參照せられ

たい。因に新裝橋梁は本號口繪に見るが如くである。

◎大淀川架橋問題

理由書

宮崎市の中央を貫流する大淀川に架設する橋梁は其の交通頻繁なると運輸機關の發達と共に時代の要求に應ずる能はずして障害常に起り老朽して危険なり之か改築は當面の急務に屬すれども現代に順應せる且永久的なる橋梁を架設せむとせば貧弱なる地方費の及ばざる所なり政府は宜しく國費を支出して之が改築を助成すべきなり是れ本案を提出する所以なり。

宮城縣下大淀川に架する國道橋を改築せよと言ふ建議案は、前回の議會にも提出されたが、今期議會にも長峰與一君外四名から左の建議が提出された、當局者の説明する所によると、地方財政が貧弱であるから國道橋を政府自ら架設することは道路法上許されないのであるのに、毎回此建

議が出るのは解し兼ねると言つてゐる、地方が架橋計畫を定むれば政府が之に對し補助するのであるから、效果の無い建議なきを見合せて架橋の實現に力められることを切に希望す。